

那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化している市内の中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の対象とならない事業者のうち、一定の要件を満たす事業者に対し、那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金（以下「応援金」という）を支給します。

1. 対象となる事業者

次の要件のうち、法人にあつては「共通」「法人」に掲げるすべてに、個人にあつては「共通」「個人」に掲げるすべてに該当する事業者（農林漁業者を除く）が応援金の支給の対象となります。

共通

- ・2020年3月までに開業し、申請時点で事業を行っており、今後も事業継続する意思があること
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から9月のいずれかの月の売上（事業収入）が、原則として前年同月比で20%以上50%未満減少していること

[特例] ▼2019年1月～12月開業の場合…上記のとおり。または2020年1月から9月のいずれかの月の売上が、2019年の月平均の売上と比較して20%以上50%未満減少していること

▼2020年1月～3月開業の場合…2020年4月から9月のいずれかの月の売上が、2020年の開業月から3月の月平均の売上と比較して20%以上50%未満減少していること

法人

- ・那須烏山市内に本社又は本店などの主たる事業所を置いていること
- ・資本金10億円未満であること

個人

- ・主に那須烏山市内で事業を行っており、かつ、那須烏山市内に住民登録をしていること

2. 不支給の要件

次のいずれかに該当する場合は、応援金の支給を受けることができません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
 - ②政治団体
 - ③宗教上の組織または団体
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する暴力団員の密接関係者又はこれらの者がかかわる事業を行う者
 - ⑤既に応援金の申請を行っている者
 - ⑥2020年1月から応援金申請までの間に売上が前年同月比50%以上減少している月があるなど、国の持続化給付金の要件を満たしている者（ただし、応援金の申請後に経営状況がさらに悪化し、売上が前年同月比50%以上減少している月が生じた場合には、国に持続化給付金の申請を行うことは妨げません。）
 - ⑦その他、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認める者
- ※申請時に、これらの要件に該当しないこと等について誓約していただきます。

3. 支給額の算定方法

前年度(※1)の総売上－対象月(※2)の売上×12か月

※1 前年度…法人にあつては直前の事業年度、個人にあつては2019年1月～12月

※2 対象月…2020年において、原則として前年同月と比較して売上の減少率が最も大きい当該月

上限額

売上減少率30%以上50%未満…法人：30万円、個人事業主：15万円

売上減少率20%以上30%未満…法人：20万円、個人事業主：10万円

[特例] ▼2019年1月～12月開業の場合…上記による

又は 有利な方を選択

開業からの平均売上月額×12か月－対象月の売上×12か月

▼2020年1月～3月開業の場合… $\frac{\text{本年1月～3月の総売上}}{\text{本年3月までの開業後月数}} \times 6 - \text{対象月の売上} \times 6$

(裏面に続きます。)

4. 提出書類

種 別	内 容 等	
	法 人	個 人
①申請書兼請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第1号（申請及び請求にあわせて「2. 不支給の要件」に該当しないこと等について誓約） ※可能であれば両面での印刷をお願いします。両面印刷が難しい場合は、2枚に印刷の上、左上1点をホチキス止めて提出してください。 	
②売上等計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の場合…別記様式第2-1号 ・2019年1月～12月開業の特例を使う場合…別記様式第2-2号 ・2020年1月～3月開業の場合…別記様式第2-3号（税理士の確認必要） ※自動計算式が入力されているため、できる限り「エクセルシート」での作成をお願いします。 	
③確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> ・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の「法人税確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書」の写 ※開業1年未満の場合は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の場合…令和1年分の「所得税確定申告書B第一表」及び「青色申告決算書」の写 ・白色申告の場合…令和1年分の「所得税確定申告書B第一表」及び「収支内訳書」の写 ・確定申告義務がない場合…令和2年度分（令和1年分）の「市民税・県民税申告書」及び「収支内訳書」の写 ※2020年1月～3月開業の場合は不要
④本年（2020年）対象月の売上を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・売上台帳の写（経理ソフトから抽出した売上データを印刷したもの、エクセルで作成した売上データを印刷したもの、手書き売上台帳のコピーなどでも可） 	
⑤事業所の所在地や事業内容等が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書の写、会社概要など 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業届の写、営業許可書の写、店舗パンフレットなど
⑥申請者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類	(不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写
⑦提出書類一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第3号 	

※別記様式1～3及びその記載例等は市HP（<http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/1,44147,71,html>）でダウンロードしてください。市役所烏山庁舎（商工観光課）の窓口、市役所南那須庁舎（玄関ホール）でも入手可能です。窓口等での入手も困難な方は郵送いたしますので、お問合せください。



※2020年1月～3月開業の場合、計算書（別記様式第2-3）において、記載された売上等について税理士の確認が必要になります。具体的には、印刷した様式下段に税理士の証明押印等を記載していただくことになります。
 ※特殊な申請の場合、上記以外の書類の提出を求めることもあります。

5. 申請方法

上記の提出書類を次の宛先に郵送してください。

宛先 〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1 那須烏山市役所商工観光課「事業継続応援金担当」行

※感染防止のため、原則として郵送での申請受付のみとさせていただきますが、やむを得ず持参する場合は、窓口での混雑を避けるため、事前に電話連絡の上、商工観光課へ来庁願います。

6. 申請受付期間

令和2年8月17日（月）～10月15日（木） ※当日消印有効

※申請受付後、不備等がなければ、1か月程度で口座振込により応援金の支給を行います。

7. その他

- その他、応援金の支給に関し疑義がある場合は、国の持続化給付金に関する定めに準じて判断します。
- 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主の方はご相談ください。

応援金に関する問合せ先 那須烏山市商工観光課 商工振興グループ 電話番号：0287-83-1115

※国の持続化給付金に関しては 持続化給付金事業コールセンター（電話番号：0120-115-570）にお問合せください。